**令和６年度　大阪府ＥＳＣＯ提案審査会（第３回）　議事要旨**

１．開会

・事務局より、本審査会について、資料２「会議の公開に関する指針」に基づき非公開で実施すること、及び資料３「大阪府ＥＳＣＯ提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告。

２．議事

・新・大阪府ESCOアクションプランの改訂について

（事務局）

・資料⑥に基づき、令和６年度末で満了を迎える「新・大阪府ESCOアクションプラン」の令和５年度末実績や今後の進め方（次期計画の策定方針案、スケジュール案）について改めて報告するとともに、資料⑦に基づき次期計画の素案について説明

（委員）

　・資料⑥の「新・大阪府ESCOアクションプラン」の大阪府庁全体としての削減効果はどの程度か。

（事務局）

　・ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン（大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編））において、大阪府庁の温室効果ガス排出量について記載がある。2019年度の温室効果ガス量は40.5万t-co2とある。

・一方、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の実績は資料⑦P2【２】（２）①に記載のとおり、CO2排出削減量約16,200トン/年であり、年度が異なるものの、比較すると概ね４％となる。

（委員）

　・資料⑦のP6【３】（２）③の『光熱水費削減額：今後10年でさらに35億円の効果額を見込む』とあるが、他の項目は『累計で』となっている。違いがあるのか。

（事務局）

　・『累計で』の表現に改める。

（委員）

　・資料⑦のP6【３】（２）③の『上記の推進目標は、ＥＳＣＯ導入済施設に加え、本プランの目標となる60施設の全てにＥＳＣＯ事業を導入した場合の計画期間における実施効果の試算』については、省エネ率については対象外か。

（事務局）

　・省エネ率についても同様の考え方に基づいている。

（委員）

　・資料⑦のP7【３】（３）③『施設管理者と調整を図り可能な施設においては、』の記述について、主体がどこ、にあるのか、どのように進めるのかわかりにくい。

（事務局）

　・次のとおり修正する。

『施設管理者とも連携を図り、設備更新の時期をむかえる施設において、予備調査会等も積極的に活用しながら可能な施設において、設備更新型ＥＳＣＯの手法による事業化に取り組む。』

（委員）

　・資料⑦のP6【３】（２）③の『二酸化炭素排出削減総量』の『総』は他の項目には記載が無いが意図があるのか。

（事務局）

・確認のうえ、問題なければ削除する。

（委員）

　・資料⑦のP5【３】（１）④の『中長期的な視点』とはどういうことか。

（事務局）

・今年度、西大阪治水事務所についてはZEB基準の改修を目指した公募が出来たが、他に出来る施設があるのかなどは現時点では不明。西大阪治水事務所の結果等からノウハウを蓄積し、より大幅な省エネルギー化や先進的な取組の実現についても検討する。

（委員）

　・CO2排出量の削減は、省エネルギー×採用するエネルギー源のCO2排出原単位で決まる。カーボンオフセット都市ガスや再エネ電力導入などCO2排出原単位側に関しては調達に係るため別部署の所管と思われるが、2050年カーボンニュートラル社会実現への貢献を重視し、その寄与度をトータルで判断するため、例えば公募時に評価点としてCO2排出量の削減の重みを大きくなどの対応は考えられるか。

（事務局）

・脱CO2については別部署が所管している。ESCOにおいては、社会情勢を踏まえ、個別案件ごとの審査要領の審査において配点などを御審議いただくことを考えている。

３．閉会

以上